

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

所属名：環境部循環型社会推進課

許認可等の名称	一般廃棄物収集運搬業の許可
根拠法令等の条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条
法令等の定め又は概要	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (一般廃棄物処理業)</p> <p>第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>(第2項～第5項まで省略)</p>
審査基準	<p>次の要件をすべて満たしている場合に許可を与える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 2 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2で定める基準に適合するものであること。 4 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 5 豊田市一般廃棄物処理業許可に関する要綱のうち収集運搬業に係る規定をすべて満たしていること。
設定年月日	平成26年11月28日(最終更新:令和元年12月14日)
標準処理期間	60日